

今月のテーマ

外貨建取引を行った場合の税務上の取扱い

今年に入ってからの円安の流れは一向に収まる気配がありません。輸出を行う企業では円安による増収増益の傾向が見受けられるものの、一方で輸入品やエネルギー資源等そのものの価格高騰に加えての円安の影響による物価上昇も止まらず、事業者、消費者ともに大きな負担となっています。税務上、外貨建資産等については発生時又は期末時のいずれかの為替相場により円換算することになりますが、為替相場に著しい変動があった場合には特例措置の適用も検討する余地もあるものと思います。

(1) 為替相場の著しい変動があった場合

① 取扱い

法人が事業年度末日において有する外貨建資産等につき、その事業年度においてその外貨建資産等に係る外国為替の売買相場が著しく変動した場合には、その事業年度末日に外貨建取引を行ったものとみなして円換算を行うことができます。発生時換算法を採用している場合であっても、事業年度末日に外貨建取引を行ったものとみなすことで、事業年度末日の為替相場による円換算額にすることができます。

② 著しい変動とは

法人税基本通達 13 の 2-2-10 において、著しい変動とは「次の算式により計算した割合がおおむね 15% に相当する割合以上となるものがあるとき」とされており、もともとの発生時換算法により計上した外貨建資産等の帳簿価額と期末時の為替相場による換算額との差がおおむね 15% 以上である場合ということになります。

当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額	－	当該事業年度終了の日における当該外貨建資産等の帳簿価額
――		
当該外貨建資産等の額につき当該事業年度終了の日の為替相場により換算した本邦通貨の額		

同通達の注意書きにおいて、外国通貨の種類を同じくする外貨建資産等につき上記の算式により計算した割合がおおむね 15% に相当する割合以上となるものが 2 以上ある場合には、その一部についてのみ上記①の規定による円換算を行うことはできないとされています。同一通貨の預金、売掛金、貸付金、買掛金、借入金等で発生時換算法を採用している複数の外貨建資産等を有する場合には、例えば利益調整を目的としてその一部のみ上記による円換算を行うことは認められませんので、ご注意ください。

(2) 換算方法を変更する場合

発生時換算法又は期末時換算法いずれの方法によるかは、まずは最初に取得等した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出る必要があります（届出がない場合は法定換算法）。その後の換算方法の変更は、変更しようとする事業年度開始の日の前日までに納税地の所轄税務署長に変更申請書を提出して承認を受けなければなりません。

ただし、換算方法は原則として特別の事情がない限り継続して適用すべきものとされており、現在の換算方法を採用してから 3 年を経過していない場合には上記変更申請を行ったとしても税務署長はその申請を却下することができるかとされています。利益調整等を目的としたむやみな変更など、特別の事情がないものは認めない趣旨と思われます。

今月のテーマ

外貨建取引を行った場合の税務上の取扱い

今年に入ってから円安の流れは一向に収まる気配がありません。輸出を行う企業では円安による増収増益の傾向が見受けられるものの、一方で輸入品やエネルギー資源等そのものの価格高騰に加えての円安の影響による物価上昇も止まらず、事業者、消費者ともに大きな負担となっています。税務上、外貨建取引を行った場合の換算方法等は次のように定められており、為替相場の変動は課税所得に影響を与えることとなります。

(1) 外貨建取引を行った場合の円換算

外貨建取引を行った場合のその円換算額は、原則として、その外貨建取引を行ったときにおける外国為替の売買相場により換算した金額によることとされています。具体的には、取引日における対顧客直物電信売相場（TTS）と対顧客直物電信買相場（TTB）の仲値（TTM）によって円換算を行いますが、継続適用を条件として下記によることも認められます。

- ▶ 売上その他の収益又は資産⇒取引日の TTB
- ▶ 仕入その他の費用（原価及び損失を含む）又は負債⇒取引日の TTS
- ▶ 取引日の為替相場以外で、外貨建取引の内容に応じて、それぞれ合理的と認められる取引日の属する月の前月末日、取引日の属する週の前週末日、当月又は当週の初日における TTS、TTB、TTM
- ▶ 取引日の属する月の前月又は前週の平均相場のように、1ヶ月以内の一定期間における TTS、TTB、TTM の平均値

(2) 事業年度末に外貨建資産、負債を有する場合

外貨建取引は発生時に上記(1)により円換算を行う（発生時換算法）こととなりますが、法人が期末に外貨建資産等を有する場合には、その外貨建資産等の種類によっては期末時点の外国為替の売買相場により円換算を行う必要があります（期末時換算法）。法人税法では、次に掲げる資産等の種類に応じて採用できる換算方法が定められています。

種類		発生時換算法	期末時換算法
外国通貨		×	○
外貨預金	短期（満期日が1年以内に到来）	○	◎
	長期	◎	○
外貨建債権債務	短期（受取日又は支払日が1年以内に到来）	○	◎
	長期	◎	○
外貨建有価証券	売買目的	×	○
	償還期限及び償還金額の定めあり	◎	○
	上記以外	○	×

※1 ◎又は○については、いずれの換算方法も認められます。採用する換算方法を納税地の所轄税務署長に届け出る必要がありますが、届出がない場合には◎の方法（法定換算方法）によることとされます。

※2 期末時換算法は、原則として、事業年度末日の TTM により円換算することとなりますが、継続適用を条件として外貨建資産は事業年度末日の TTB、外貨建負債は事業年度末日の TTS、又は、事業年度末日を含む1ヶ月以内の一定期間における TTM、TTB、TTS の平均値によることもできます。